

平成21年度
地方公共団体の環境配慮契約取組実態調査
(概要版)

○地方公共団体の環境配慮契約取組実態調査について

環境配慮契約（グリーン契約）とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約である。グリーン購入と同様に、環境配慮契約は調達者自身の環境負荷を低減すると同時に、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型へ変えていく可能性を有する。

国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最善の環境性能を有する製品やサービスを提供する者と契約するこの仕組みは、環境配慮契約法（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律。平成 19 年法第 56 号。）が平成 19 年に成立、施行されたことにより、国や独立行政法人のみならず、各地方公共団体においても取組が始まりつつある。

環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる新しい経済社会の構築を目指して、公共機関自身の業務における環境負荷の低減の率先実行の必要性、公共部門の買い支えによる環境配慮型市場への転換、トータルコストを勘案した効率的な予算の活用などの意義の下、地方公共団体においても環境配慮契約を一層拡大していくことが求められている。

本調査は、地方公共団体の環境配慮契約の実施状況を調査し、今後の環境配慮契約法の普及策検討の基礎資料とすることを目的として実施したものである。

<調査概要>

(1) 調査対象と調査方法

- 調査対象：全国 1,844 地方公共団体（平成 21 年 9 月 1 日現在）
（47 都道府県、18 政令指定都市、788 区市、991 町村）
- 調査票の送付先：地方公共団体の環境担当部局または調達担当部局
- 調査時期：平成 21 年 9 月～平成 21 年 10 月
- 調査方法：各地方公共団体に対し、宅配便配布、メール及び郵送回収（一部、FAX での回答含む）

(2) 設問

アンケートにおける主な設問は以下のとおり。

- ①環境配慮契約法の認知度
- ②契約方針の策定状況について
- ③基本方針に基づく取組実績について
- ④取組の実績の把握及び公表について
- ⑤取組の課題と現状について

(3) 回答の概要

	発送数	回収数	回収率 (%)
都道府県・政令指定都市	65	65	100.0
区市	788	641	81.3
町村	991	692	69.8
合計	1,844	1,398	75.8

※政令指定都市については、平成 21 年 9 月 1 日時点の 18 都市で集計。

地方公共団体の規模別集計を基本とし、平成 21 年度の主な調査結果について、継続して調査している設問については、平成 20 年度に行った調査結果との比較を行った。なお、割合等の集計結果については、四捨五入の関係で、合計が必ずしも一致しない場合がある。

○アンケートの回収率の比較

		発送数	回収数	回収率 (%)
都道府県 政令指定都市	H21 年度調査	65	65	100.0
	H20 年度調査	64	64	100.0
区市	H21 年度調査	788	641	81.3
	H20 年度調査	789	571	72.4
町村	H21 年度調査	991	692	69.8
	H20 年度調査	999	604	60.5
合計	H21 年度調査	1,844	1,398	75.8
	H20 年度調査	1,852	1,239	66.9

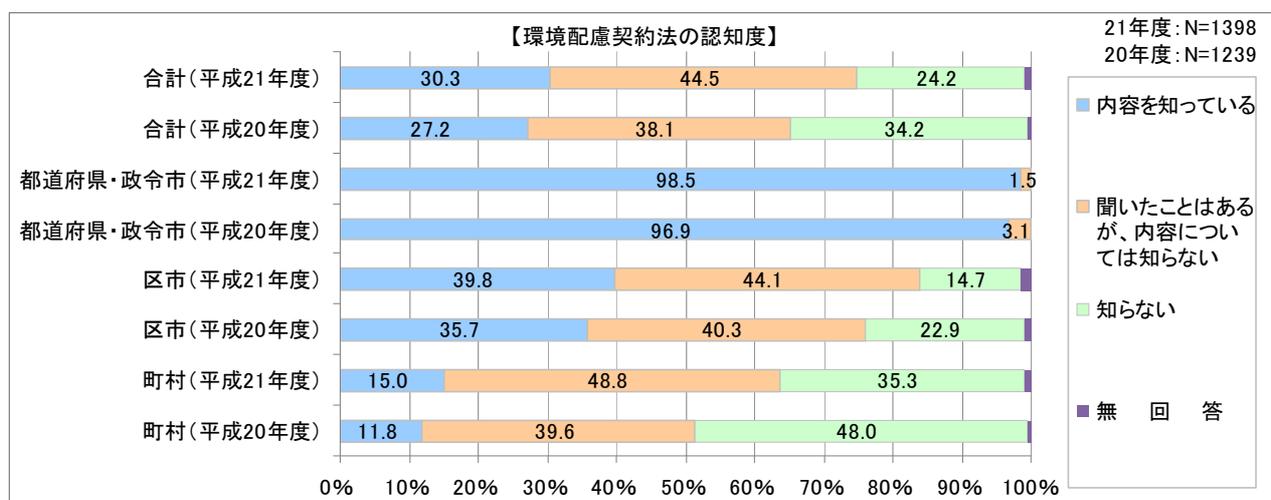
都道府県・政令指定都市、区市、町村、合計のいずれにおいても、平成 21 年度調査の回収率が平成 20 年度調査の回収率を上回った。いずれの調査においても、都道府県・政令指定都市のアンケート回収率は 100%であった。

○環境配慮契約法の認知度

平成21年度において、「環境配慮契約法の内容を知っている」と回答した割合は全体の30.3%であった。都道府県・政令市では、環境配慮契約法の認知度¹⁾は98.5%と高い一方で、町村では84.1%が「聞いたことはあるが、内容については知らない」もしくは「知らない」と回答しており、地方公共団体の規模によって環境配慮契約法の認知度に差があるといえる。

平成20年度の調査結果と比較して、環境配慮契約法の認知度は27.2%から30.3%に増加した。また、「聞いたことはあるが、内容については知らない」と回答した割合も全体の38.1%から44.5%へ増加した。

都道府県・政令市においては環境配慮契約法について高い認知度を示しているものの、特に区市町村においては、今後も法の普及が必要といえる。

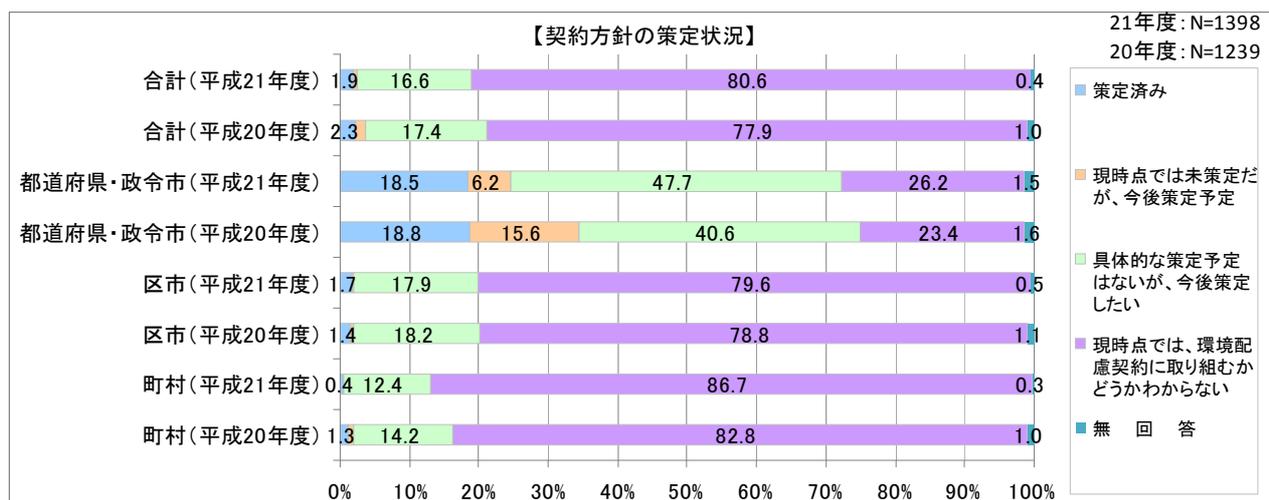


¹⁾ 「環境配慮契約法の内容を知っている」との回答を認知度を判断する指標として整理した。

○契約方針の策定状況

平成21年度において、「契約方針を既に策定している」と回答した割合は全体の1.9%であった。都道府県・政令市の72.4%が「策定済み」及び「今後策定を予定している（策定したいを含む）」としているのに対し、区市、町村では「現時点では環境配慮契約に取り組むかどうか分からない」とする地方公共団体がそれぞれ79.6%（区市）、86.7%（町村）となっている。

また、平成20年度の調査結果と比較して、全ての分類において、「現時点では環境配慮契約に取り組むかどうか分からない」という回答の割合は微増する傾向にある²。



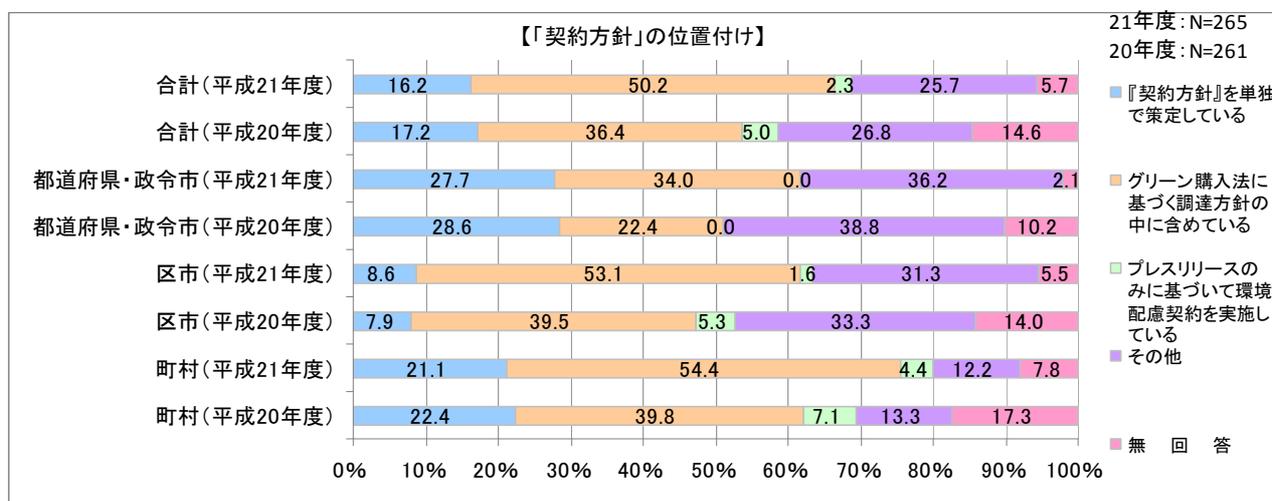
² 環境配慮契約は区市町村における普及が課題となっており、今回これらの地方公共団体からのアンケート回収率が増加したことが一因として考えられる。

○契約方針の位置づけ

平成 21 年度において、契約方針の策定状況について「契約方針を策定済み」または「策定予定」と回答した 265 団体のうち、『契約方針』を単独で策定している」と回答した割合は、都道府県・政令市 27.7%、町村 21.1%、区市 8.6%であり、全体では 16.2%となった。「グリーン購入法に基づく調達方針の中に含めている」という位置づけにしている割合が最も高く、50.2%となった。

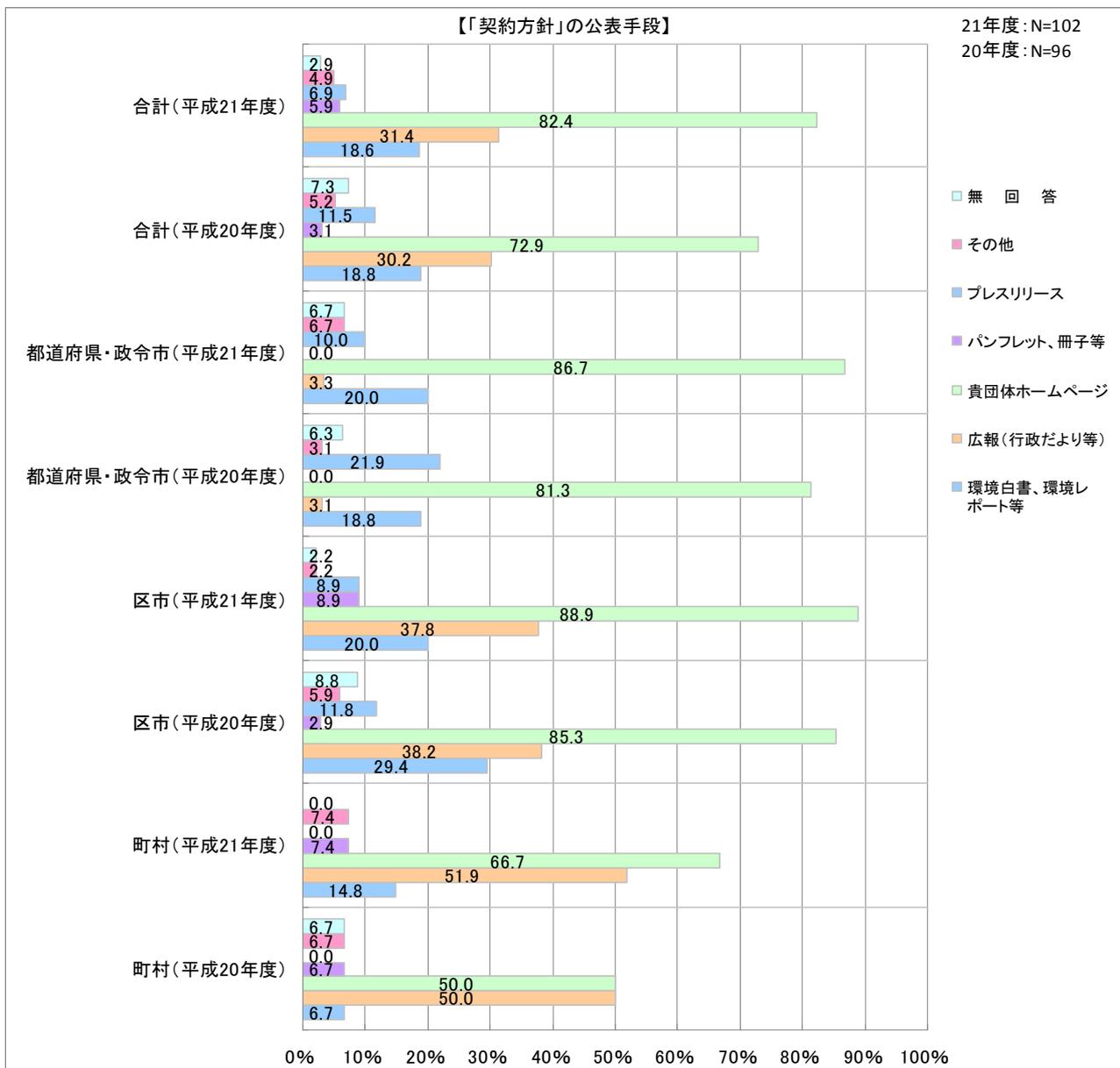
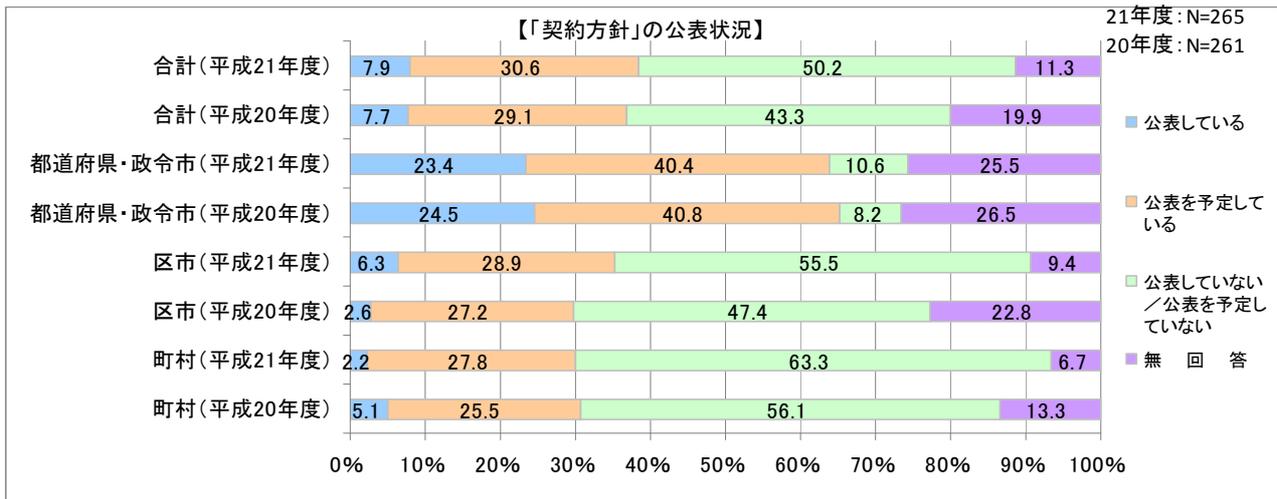
「その他」の回答で最も多いのは「未定」であり、具体的な事例には、「地球温暖化対策実行計画」、「地球温暖化防止実行計画」、「環境基本計画」、「環境マネジメントシステム」に位置づけていることが挙げられた。

また、平成 20 年度の調査結果と比較して、契約方針を「グリーン購入法に基づく調達方針の中に含めている」という回答は、全ての分類において増加した（全体 13.8%、都道府県・政令市 11.6%、区市 13.6%、町村 14.6%）。



平成 21 年度において、環境配慮契約に取り組んでいる地方公共団体のうち、契約方針を「公表している」または「公表を予定している」と回答した割合は全体の 38.5%であった。契約方針の公表手段の中で最も多くの回答となっているのは「ホームページによる公表」であり、契約方針の公表または公表予定の 102 団体の 82.4%にのぼり、平成 20 年度と比較して 9.5%増加した。

都道府県・政令市と区市では、「契約方針をホームページで公表する」という回答が 9 割弱となったが、町村では 66.7%に留まった。一方、「広報で公表する」という回答は町村では 51.9%、区市では 37.8%であったことに対して、都道府県・政令市では 3.3%であった。規模が小さく、市民との距離が近いと考えられる地方公共団体ほど、紙媒体による公表手段を選択する傾向が見られた。

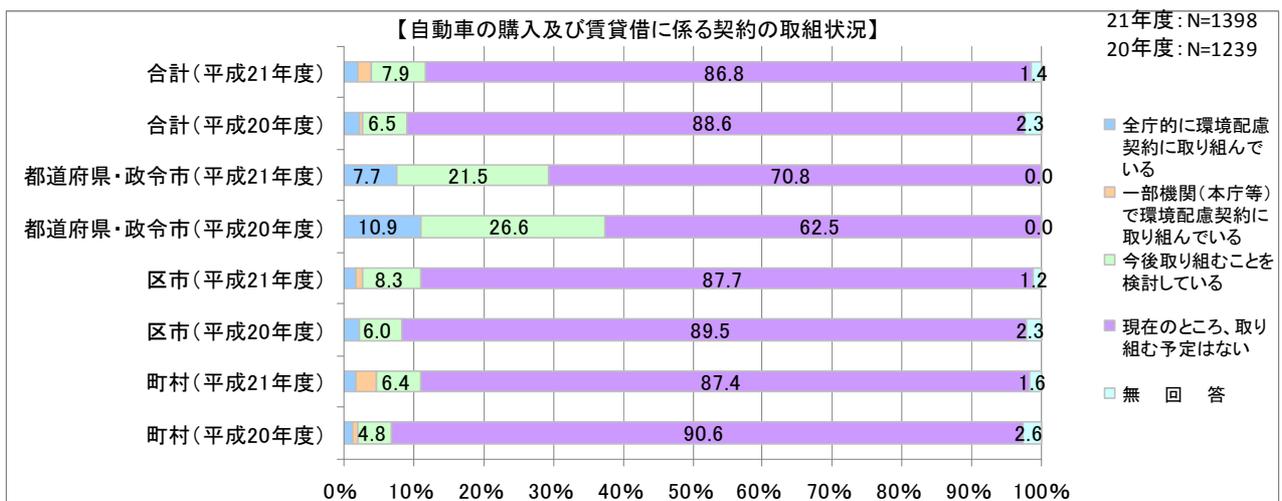
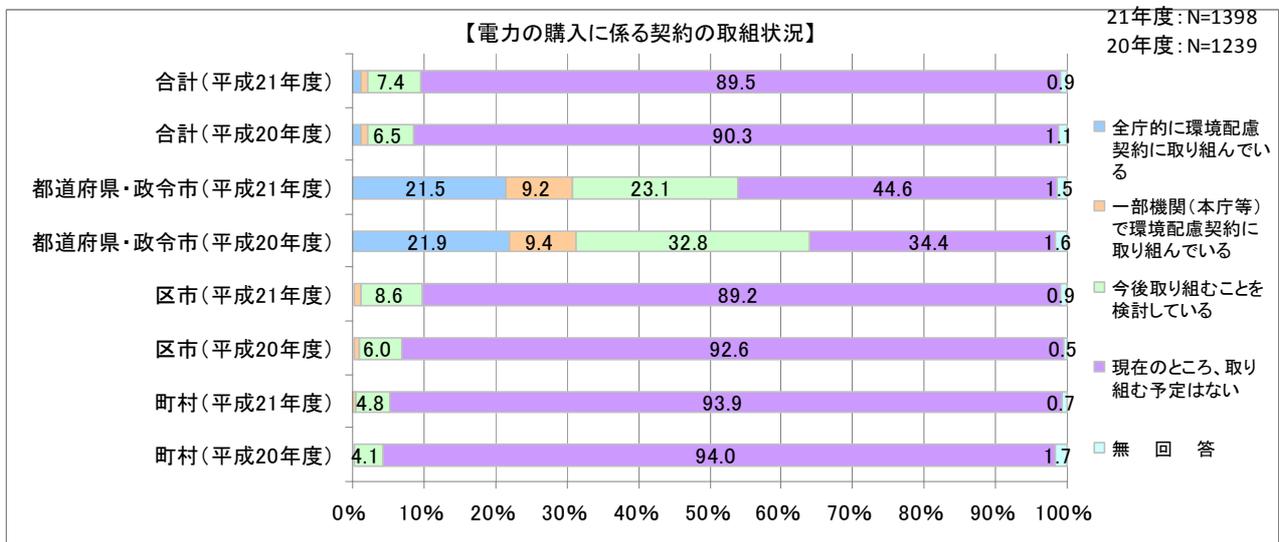


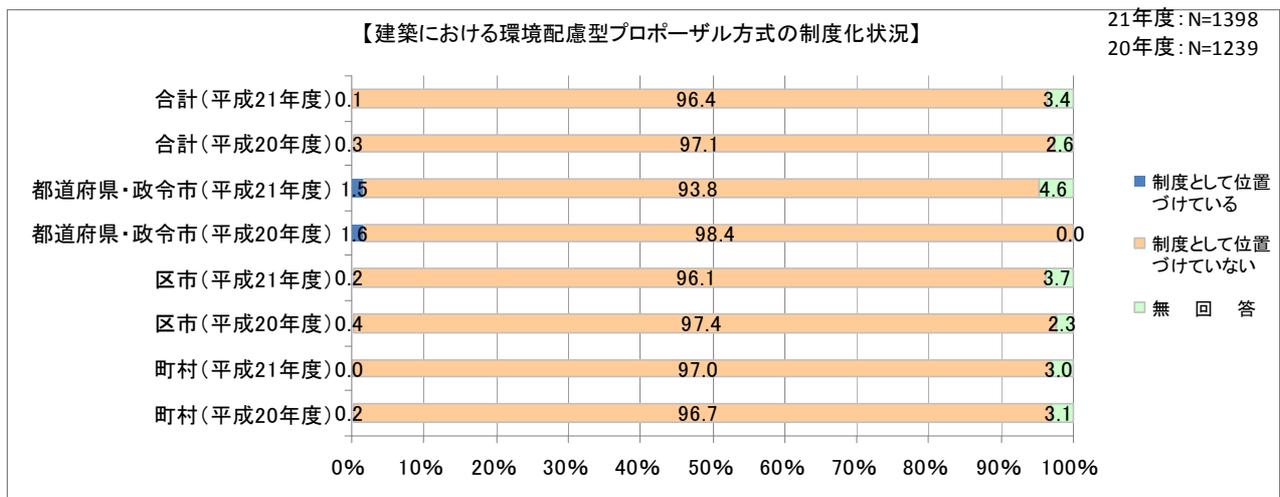
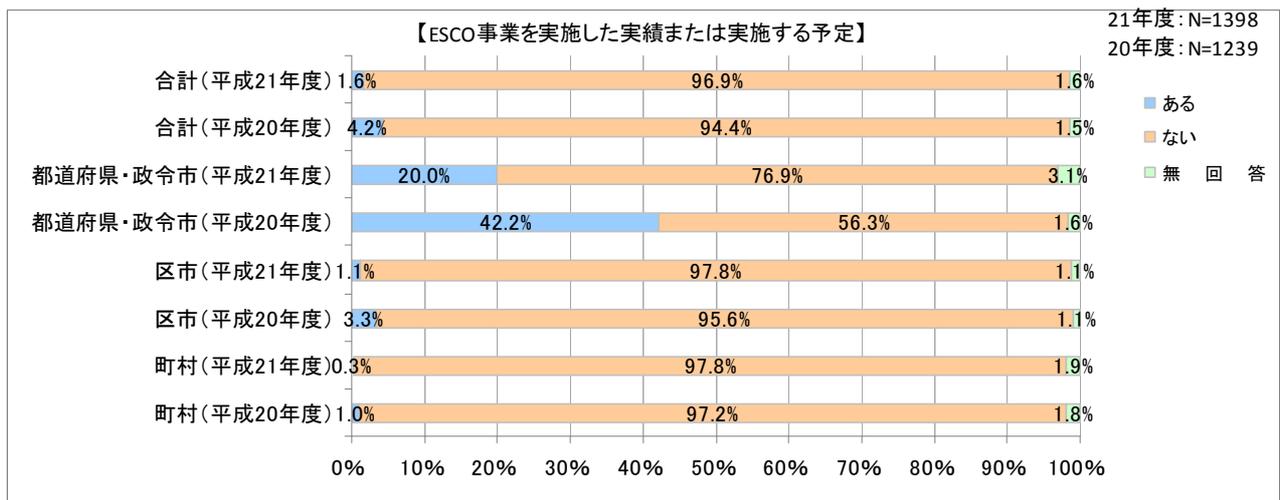
○環境配慮契約の取組状況

平成21年度において、「電力の購入に係る環境配慮契約に取り組んでいる」という回答は全体で2.2%（全庁的な取組1.1%、一部での取組1.1%）であった。都道府県・政令市では「取り組んでいる」が30.7%、「今後取り組むことを検討している」が23.1%となった。一方、区市と町村では「現在のところ、取り組む予定はない」という回答の割合がそれぞれ区市89.2%、町村93.9%となった。

同じく平成21年度において、「自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約に取り組んでいる」という回答は全体で3.9%（全庁的な取組1.9%、一部での取組2.0%）であった。一方、「現在のところ、取り組む予定はない」との回答は全体で86.8%であった。都道府県・政令市においても「取り組む予定はない」という回答が70.8%となった。

また、ESCO事業については、平成21年度において、「ESCO事業を実施した実績又は実施する予定がある」と回答した地方公共団体が全体で1.6%であり、建築設計に係る契約については「環境配慮型プロポーザル方式を制度として位置づけている」と回答した地方公共団体が全体で0.1%となった。





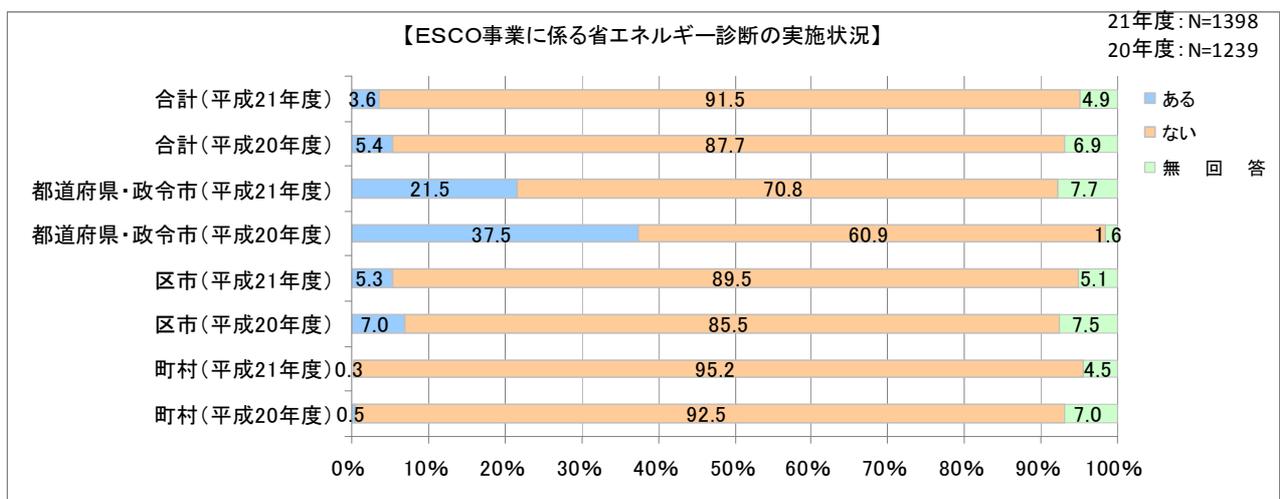
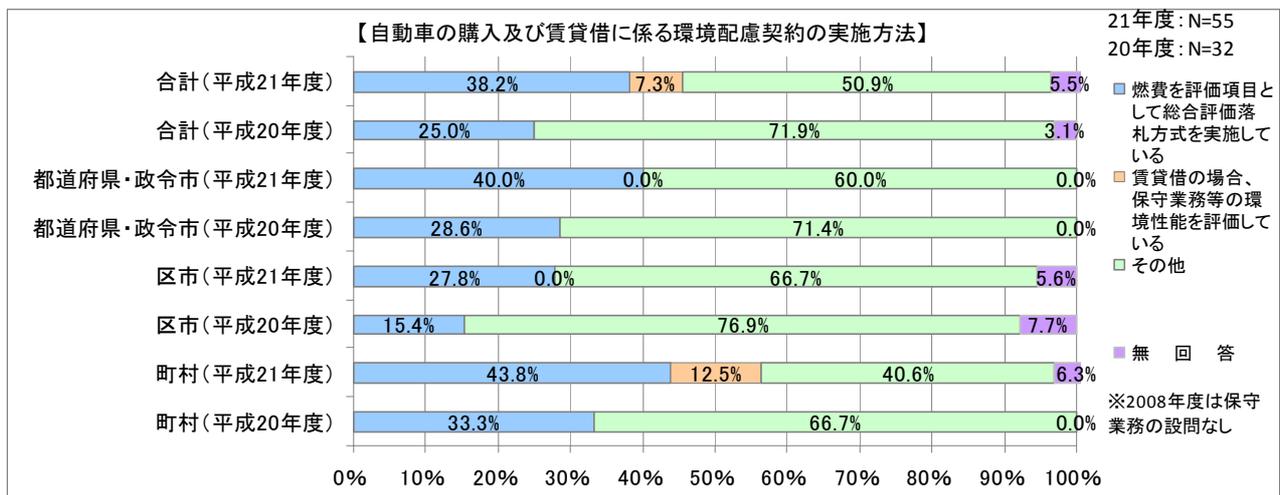
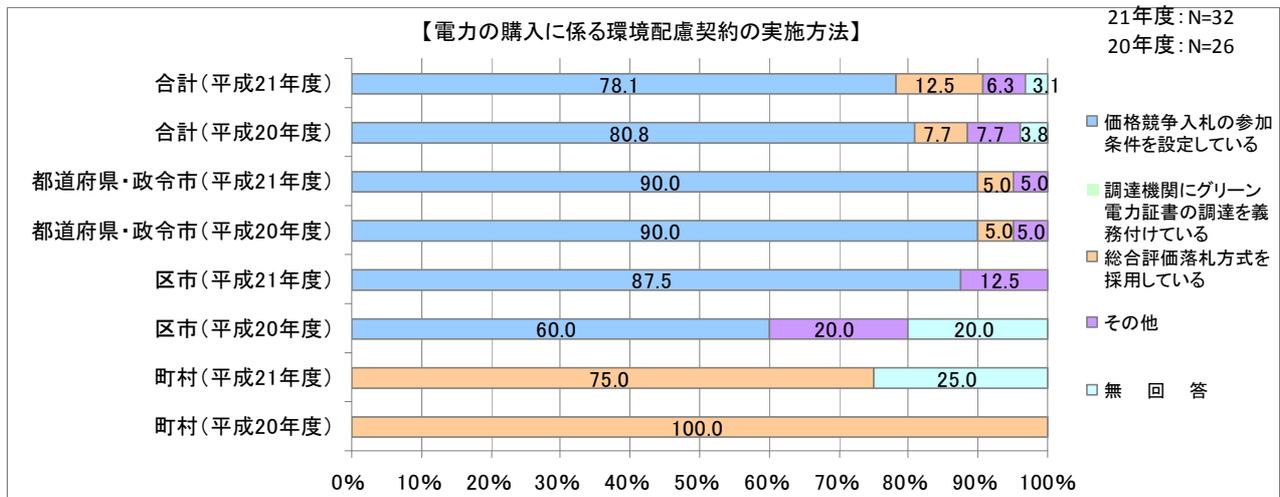
それぞれの環境配慮契約の実施方法について、環境配慮契約を実施している地方公共団体において、電力では「価格競争入札の参加条件を設定している」という回答が78.1%、自動車では「燃費を評価項目として総合評価落札方式を実施している」という回答が38.2%であった。また、自動車の契約では「賃貸借の場合、保守義務等の環境性能を評価している」と回答した町村があった。

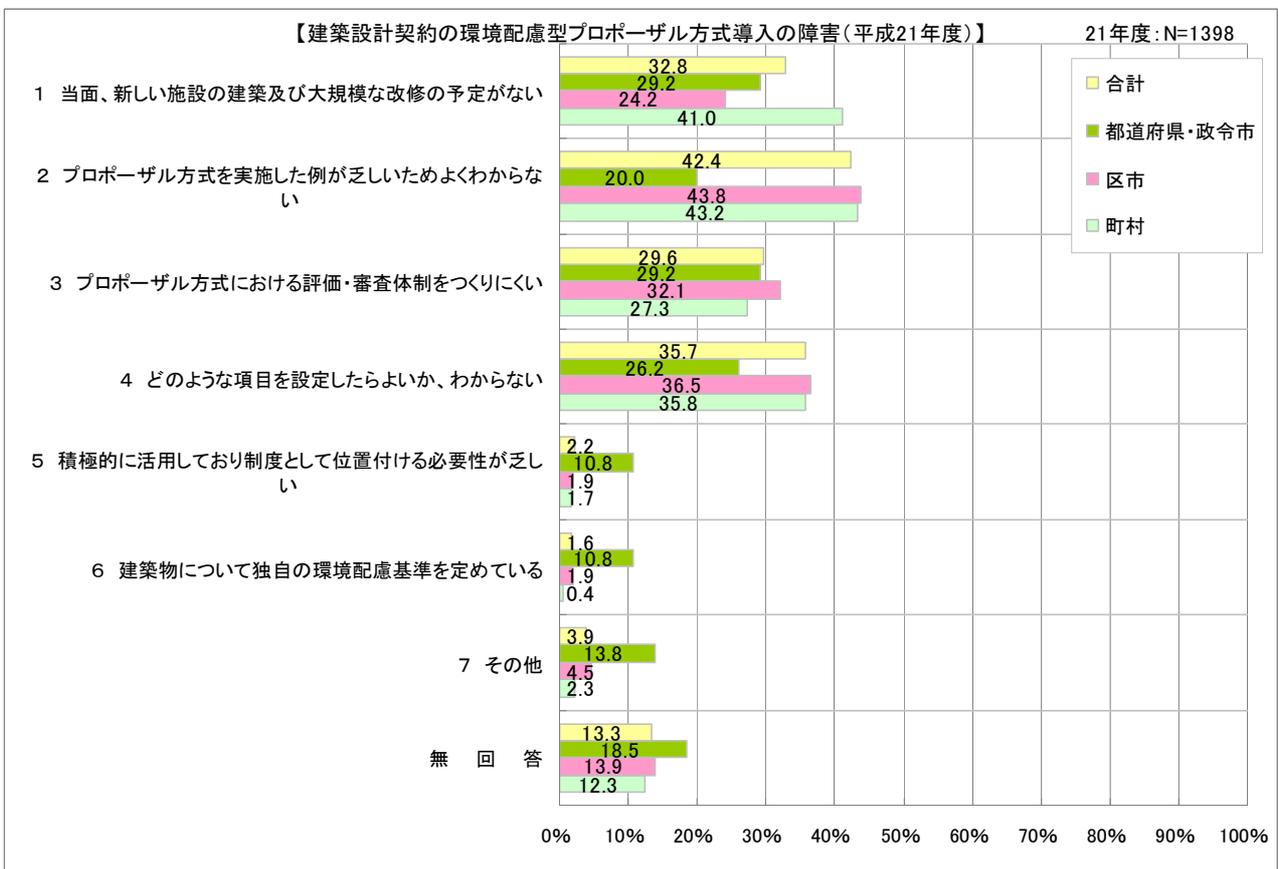
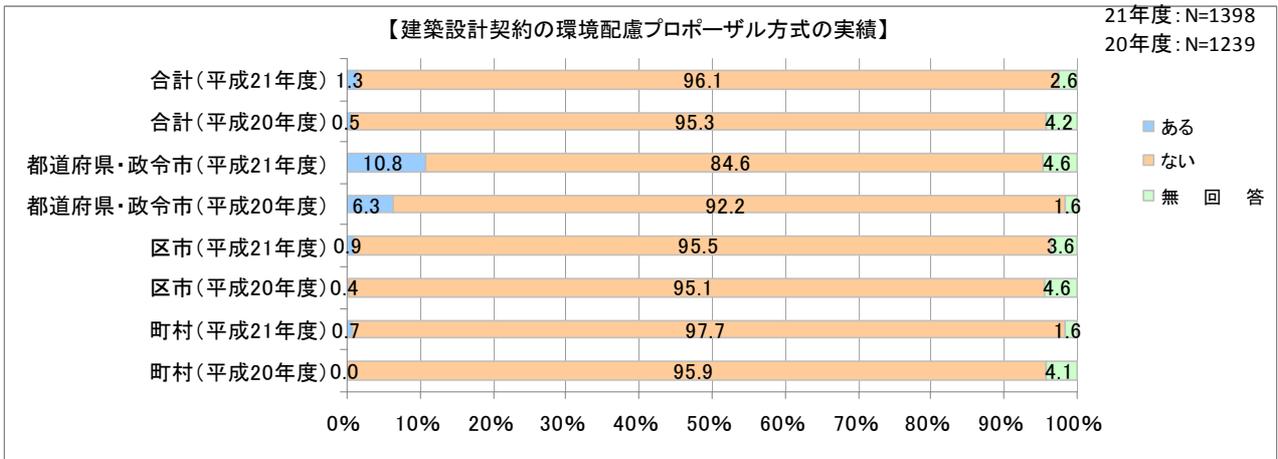
電力の契約、自動車の契約のいずれにおいても、平成20年度と比較して、都道府県・政令市では「取り組む予定はない」という回答が増加している（電力10.2%、自動車8.3%）が、区市と町村では「今後取り組むことを検討している」という回答が微増している。

ESCO事業では、「実施した実績又は実施する予定がある」と回答した地方公共団体は全体で1.6%に留まったが、ESCO事業に係る省エネルギー診断（簡易ESCO診断、フィージビリティ・スタディ等）について「実施した実績又は実施する予定がある」という回答が3.6%となった。

建築設計に係る契約では、「環境配慮型プロポーザル方式を制度として位置づけている」という回答は全体で0.1%に留まったが、「環境配慮型プロポーザル方式を実施した実績又は実施する予定がある」という回答は1.3%となった。都道府県・政令市では「実績又は実施する予定がある」という回答が10.8%にのぼり、平成20年度と比較して4.5%増加しており、意欲的に取り組みが進められていると考えられる。また、平成21年度において、建築設計に係る契約における環境配慮型プロポーザル方式の導入に当たって障害になっていることのうち、全体で最も多い回答は「建築設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しいため、よくわからない」であった。一方、当該契約の実績が多い都道府県・政令市では「当

面、新しい施設の建築及び大規模な改修の予定がない」、「プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい」という回答が最も多かった。





○環境配慮契約の取組の課題と現状

平成 21 年度において、環境配慮契約に取り組む上での阻害要因として挙げられた回答を以下に示す。

環境配慮契約に取り組む上での阻害要因（複数回答、平成 21 年度）

		全体	都道府県・政令市	区市	町村
回答率の高い順	1	環境配慮契約に関する情報がない（46.6%）	人的余裕がない、担当者の負担増（43.1%）	環境配慮契約に関する情報がない（45.2%）	環境配慮契約に関する情報がない（49.0%）
	2	組織としての環境配慮契約に対する意識が低い（41.1%）	環境配慮契約を推進した場合の効果がわかりにくい（40.0%）	人的余裕がない、担当者の負担増（38.4%）	組織としての環境配慮契約に対する意識が低い（47.3%）
	3	人的余裕がない、担当者の負担増（40.4%）	一括した環境配慮契約ができない（40.0%）	組織としての環境配慮契約に対する意識が低い（36.3%）	人的余裕がない、担当者の負担増（42.1%）
	4	財政的な余裕がない（35.6%）	環境配慮契約に関する情報がない（33.8%）	財政的な余裕がない（34.2%）	担当者の環境配慮契約に対する意識が低い（38.4%）
	5	担当者の環境配慮契約に対する意識が低い（30.5%）	契約手続きの大幅な変更が困難（30.8%）	一括した環境配慮契約ができない（30.3%）	財政的な余裕がない（37.3%）

環境配慮契約に取り組む上での阻害要因として挙げられた回答のうち、「環境配慮契約に関する情報がない」が全体の 46.6%と最も高い割合となった。都道府県・政令市では「人的余裕がない、担当者の負担増」が、区市と町村では「環境配慮契約に関する情報がない」という回答が最も多くなっている。

都道府県・政令市では、区市と町村で上位に含まれなかった「環境配慮契約を推進した場合の効果がわかりにくい」、「契約手続きの大幅な変更が困難」という回答も多くなっている。都道府県・政令市では、区市や町村よりも環境配慮契約法の認知度が高く、契約方針の策定や取組が進んでいる。そのため、都道府県・政令市の回答は、環境配慮契約の実施に係る検討を通じ認識された課題であると考えられる。

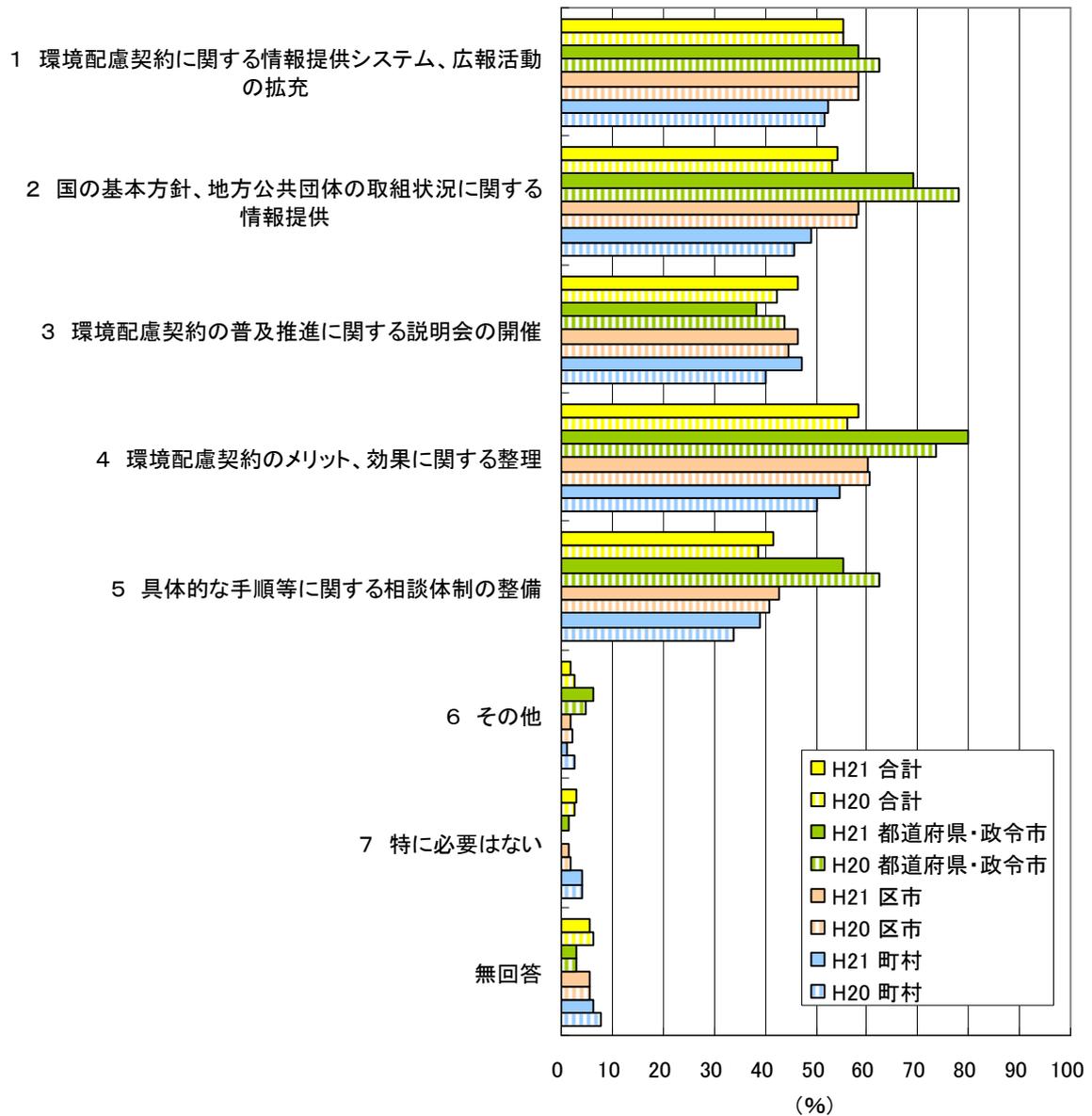
平成 21 年度において、環境配慮契約の進展のために国として進めてほしい取組に挙げられた回答のうち、全体の過半数に及ぶものは「環境配慮契約のメリット、効果に関する整理（58.2%）」、「環境配慮契約に関する情報提供システム、広報活動の拡充（55.4%）」、「国の基本方針に関する情報提供、他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供（54.2%）」であった。

都道府県・政令市では、環境配慮契約の進展のために国として進めてほしい取組として、「環境配慮契約のメリット、効果に関する整理」の回答率が平成 20 年度よりも高く、それ以外の項目は全て平成 20 年度よりも回答率が低くなっている。一方、区市と町村では、全ての項目で、平成 20 年度よりも平成 21 年度の方が高い回答率を得る結果となった。

【環境配慮契約の進展のために国として必要な取組】(複数回答)

21年度:N=1398

20年度:N=1239



<平成 21 年度の主な調査結果と平成 20 年度調査との比較による考察のまとめ>

地方公共団体からの回答をみると、すべての都道府県・政令市が環境配慮契約法を認識している。区市と町村では「知らない」という回答もあるものの、平成 20 年度と比較して、環境配慮契約法の認知度は高まっていることを把握することができた。今後、特に区市と町村を中心とした環境配慮契約法の認知度の向上、これに伴う地方公共団体における環境配慮契約のさらなる普及及び取組の推進が期待される。

契約方針の策定は、都道府県・政令市の 72.4%が「策定済み」及び「今後策定を予定している（策定したいを含む）」のに対し、区市、町村では「現時点では環境配慮契約に取り組むかどうか分からない」とする地方公共団体がそれぞれ 79.6%（区市）、86.7%（町村）に及んでいる。また、平成 20 年度の調査結果と比較して、全ての分類において、「現時点では環境配慮契約に取り組むかどうか分からない」という回答が微増する傾向にある。

環境配慮契約の取組状況について、電力の購入に係る契約、自動車の購入及び賃貸借に係る契約のいずれにおいても、平成 20 年度と比較して、都道府県・政令市では「取り組む予定はない」という回答が増加している（電力 10.2%、自動車 8.3%）が、区市と町村では「今後取り組むことを検討している」という回答が微増している。

E S C O 事業では、環境配慮契約として位置づけた E S C O 事業の実績は現状では少ないが、E S C O 事業に係る省エネルギー診断の実績があり、各団体における省エネルギー診断は複数箇所で実施される傾向が認められた。コスト削減という効果のわかりやすさが実践の動機につながっていると考えられる。

建築設計に係る契約では、環境配慮型プロポーザル方式を制度として位置づけた事業の実績は少ないが、都道府県・政令市では「実績又は実施する予定がある」という回答が、平成 20 年度と比較して 4.5% 増加している。建築設計に係る契約の障害について、当該契約の実績が多い都道府県・政令市では「当面、新しい施設の建築及び大規模な改修の予定がない」、「プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい」等が多く挙げられている。

環境配慮契約に取り組む意義は単に温室効果ガスの排出量を抑えるということだけではなく、電力であれば新エネルギーの普及、自動車であれば、エコカーの普及等の効果も期待できる。建築物の場合、建築物の寿命は長く、建設時の資源使用量・建設副産物の排出量、供用時のエネルギー消費量が大きいため、環境へ与える影響は非常に大きくなる。このため、既存の建築物については E S C O 事業に係る契約によって建築物の供用時の省エネルギー化を推進し、建築設計に係る事業が発生する場合には環境配慮型プロポーザル方式を実施するように制度化することは、環境負荷低減に効果的な方法であると考えられる。

現在、都道府県・政令市では、区市や町村よりも環境配慮契約法の認知度が高く、契約方針の策定や取組が進んでいる。そのため、都道府県・政令市の回答は、環境配慮契約の実施に係る検討を通して認識された課題を含んでいると考えられる。

例えば、環境配慮契約に取り組む上での阻害要因として、全体を通して回答の多かった「環境配慮契約に関する情報がない」という内容への対応と併せて、取組が先行している都道府県・政令市から特に回答の多かった「環境配慮契約を推進した場合の効果がわかりにくい」、「契約手続きの大幅な変更が困難」という項目については、環境配慮契約を実施する上でのより具体的な課題として捉え、これらの課題への対応を検討することが必要である。